

■ 業種細分類等のアンケート調査の実施について

- 定期報告の分析結果から、食品廃棄物等の発生量と発生量と密接な関係をもつ値に有意な相関が認められなかった16業種のうち、業種の細分化により有意な相関が得られる可能性のある9業種、相関が得られた11業種のうち、報告件数に占めるカバー率が低く、かつ細分化が可能な4業種及び報告件数が少なく細分類も2つしかない1業種の計14業種について実施

- 平成23年11月末を目処に集計・分析完了予定

No	業種
1	畜産食料品製造業
2	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業
3	動植物油脂製造業
4	その他の食料品製造業
5	食肉小売業
6	水産食料品製造業
7	調味料製造業
8	酒類製造業
9	茶・コーヒー製造業
10	糖類製造業
11	精穀・製粉業
12	パン・菓子製造業
13	その他の飲食料品小売業
14	持ち帰り・配達飲食サービス業
	計

注1： No.10～13 は、食品廃棄物等の発生量と発生量と密接な関係をもつ値に有意な相関が得られた11業種のうち、報告件数に占めるカバー率が低く、かつ細分化が可能な4業種

注2： No.14 は、外食産業の細分化を試みる観点から、外食産業の業態に類似した業種について、報告件数が少なく、かつ細分類が2つしかない業種を試験的に実施



食品関連事業者の皆様へのお願い



食品リサイクル法に基づく定期報告における業種細分類等のアンケートについて

平成21年度から始まりました「食品リサイクル法に基づく定期報告」については、日頃よりご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

今般、この定期報告の分析結果から食品リサイクルにおける発生抑制の目標値（基準発生原単位）の策定を検討しておりますが、このためには業種の細分化と食品廃棄物等の発生量及び発生量と密接な関係をもつ値（売上高や製造数量等）の適切な設定が重要であり、改めて検証が必要となっております。

つきましては、別紙アンケート用紙に適宜ご記入の上、同封の返信用封筒にて11月1日（火）までに返信をお願い致します。

なお、本アンケートは、法に基づく報告とはなっておりませんので、今回ご連絡しました食品関連事業者の皆様には、大変ご面倒をおかけしますが、適切な発生抑制の目標設定のため可能な限り御協力をいただきますようよろしくお願い致します。

【連絡先】

農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室
食品リサイクル班

TEL 03-6744-2066 FAX 03-6738-6552

※ 「その他の飲食料品小売業」の場合

■食品リサイクル法に基づく定期報告における業種細分類等のアンケート

御中

【問 1】

貴社におかれましては、定期報告の業種を **その他の飲食料品小売業** でご報告いただいておりますが、業種を細分化した場合、以下のどの業種にあてはまりますか。該当する全ての業種の左欄に○を記入して下さい。

※ 業種の細分類は、下表の日本標準産業分類の詳細をご覧ください。

コンビニエンスストア	牛乳小売業	飲料小売業
茶類小売業	料理品小売業	米穀類小売業
豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	乾物小売業	他に分類されない飲食料品小売業

【問 2】

問 1 で、複数の業種を選択された場合（複数の業種を選択されなかった場合、記入の必要はありません。）は、可能な限り業種毎の発生量と密接な関係をもつ値を年度別に分割して記入して下さい。

※ 発生量及び密接な関係をもつ値における業種細分類別の数値算出が難しい場合は、その割合でも結構です。

業 種		平成 20 年度				平成 21 年度			
		発生量		発生量と密生な関係をもつ値		発生量		発生量と密生な関係をもつ値	
		(t)	割合 (%)		割合 (%)	(t)	割合 (%)		割合 (%)
その他の飲食料品小売業			100		100		100		100
業 種 細 分 類	コンビニエンスストア								
	牛乳小売業								
	飲料小売業								
	茶類小売業								
	料理品小売業								
	米穀類小売業								
	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業								
	乾物小売業								
	他に分類されない飲食料品小売業								

【参考】

業種小分類	その他の飲食料品小売業
業種細分類	詳 細
コンビニエンスストア	●コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）
牛乳小売業	●牛乳の小売
飲料小売業	●清涼飲料、ミネラルウォーター、果汁飲料、茶飲料、乳酸菌飲料の小売
茶類小売業	●茶、こぶ茶、コーヒー、ココア、豆茶、麦茶、紅茶の小売
料理品小売業	●惣菜、揚げ物、駅弁売店、他から仕入又は作り置き調理パン・おにぎり・ハンバーガー・ピザ・持ち帰り弁当、煮豆の小売
米穀類小売業	●米麦、雑穀、豆類の小売
豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	●豆腐、こんにゃく、納豆、漬物、佃煮、かまぼこ、ちくわ、おでん材料などの小売
乾物小売業	●乾物屋：干魚、かんぴょう、麴、乾燥野菜、乾燥果実、高野豆腐、干しりのり、くん製品、海藻などの小売
他に分類されない飲食料品小売業	●他に分類されない飲食料品を小売：乾麺類、インスタントラーメン、缶詰、夕食材料配達、乳製品、調味料、しょう油、食酢、ソース、香辛料、七味とうがらしなどを小売